新型期日指定定期預金規定

１〔預入れの単位〕

この預金の預入れは１口100円以上300万円未満とします。通帳に預入れのときは必ず通帳を持参してください。（2023年3月31日をもちまして新たな証書の発行は終了しました。）

２〔預金の支払時期等〕

（１）この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。なお、2020年５月６日以降を預入日としたこの預金については満期日にこの預金を自動的に解約する（以下、「自動解約」といいます。）ことができます。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座へ入金するものとします。

（２）満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書または通帳記載の据置期間の満了日）から証書または通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、取引店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、10,000円以上の金額で指定してください。

（３）満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

（４）指定された満期日から１か月間経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

３〔証券類の受入れ〕

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手等は受入れません。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、当該受入れの記載を取消したうえ、取扱店で返却します。

４〔利息〕

（１）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①　１年以上２年未満……証書または通帳記載の「２年未満」の利率

②　２年以上……証書または通帳記載の「２年以上」の利率

（以下、「２年以上利率」といいます。）

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を本規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①　６か月未満……解約日における普通預金の利率

②　６か月以上１年未満……２年以上利率×40％の利率

③　１年以上１年６か月未満…２年以上利率×50％の利率

④　１年６か月以上２年未満…２年以上利率×60％の利率

⑤　２年以上２年６か月未満…２年以上利率×70％の利率

⑥　２年６か月以上３年未満…２年以上利率×90％の利率

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

５〔預金の解約、書替継続〕

（１）この預金は、当行がやむをえないものと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（２）この預金口座を第２条第１項の満期日自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、証書の場合は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

（３）前項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

（４）この預金口座の一部の金額を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。

（５）預金者（本人）が**「反社会的勢力の排除に係る規定」**のほか、次のいずれか一にでも該当し、当行が預金者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者（本人）が第９条第１項に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 当行が預金者に確認した事項（法令に基づく確認事項を含むが、これに限られない。）について偽りがあるとき、またはその疑いがあるとき

⑤ 預金者が非居住者（日本国内に住所を有しない者）となった場合

（６）前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書または通帳、届出の印章及び本人確認書類を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

６〔届出事項の変更、証書、通帳の再発行等〕

（１）証書、通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、および預金口座の開設等の際に当行が確認した事項（法令に基づく確認事項である、①本人特定事項、②取引を行う目的、③職業または事業の内容、④実質的支配者に関する本人特定事項、⑤資産および収入の状況を含むがこれらに限られない。）に変更があったときは、直ちに所定の方法により当行に届け出てください。

（２）前項の印章、名称、住所その他の届出事項、および預金口座の開設等の際に当行が確認した事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

（３）証書、通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（４）通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

７〔成年後見人等の届出〕

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様に取引店に届け出てください。

（４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届け出てください。

（５）前４項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

８〔印鑑照合〕

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、**「盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害に関する規定」**により補填を請求することができます。

９〔譲渡、質入れの禁止〕

（１）この預金および証書、通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10〔保険事故発生時における預金者からの相殺〕

（１）第２条第１項および第２項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11〔証書の効力〕

満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに取引店に返却してください。

12〔規定の変更〕

（１）この規定の各条項その他条件は、民法５４８条の４の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。

以上

（2026年10月1日現在）

きらぼし銀行